

1 保全地区の名称

建築物の敷地又は道路の区域に隣接する山林地区

2 保全地区を指定した土地の区域

足利市内における建築物の敷地又は道路の区域に隣接する山林の区域（平成29年6月15日付け足利市告示第59号により指定した区域を除く。）

3 条例第16条の規定が適用となる日

この告示の日の翌日から起算して3月を経過した日

4 用語の定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(2) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいう。

(3) 建築物の敷地 建築物の存する土地（利用形態上、物理的形狀等から一体的に使用されている土地を含む。）をいう。

(4) 山林 条例の施行の日における条例第2条第3号に規定する事業区域内の土地に係る登記上の地目が山林であるものをいう。

(5) 建築物の敷地又は道路の区域に隣接する山林の区域 次に掲げる山林の区域をいう。

ア 建築物の敷地の境界からの距離が50メートルの範囲内にある山林

イ 道路の区域の境界からの距離が50メートルの範囲内にある山林

【イメージ図】

